

・戸籍法の改正で5月から戸籍の氏名にフリガナが記載されるようになりました。本籍地の市町村からフリガナの通知が届きますので、間違っている場合は来年5/25までに申し出を！



「使用後はトイレのふたをする等、1円でも節約するために血のにじむような努力をしている」と北海道大学病院長は記者会見で苦境を訴えた…全国に42ある国立太病院の24年度収支決算で全体の人件費増で赤字経営へ働き方改革で解決？国の対応

赤字で23年度の8倍の213億に…要因は①物価や光熱費の高騰②働き方改革による人件費の増加といえます。(5/10付毎日)これは病院に限らず小規模企業でも同じです。一方、国は少子化対策とし

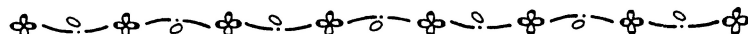
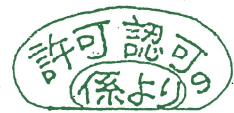
て仕事と育児・介護を両立できるよう柔軟な働き方を実現するため、今年4月からと10月からの2段階で『育児・介護休業法』を改正・施行しました。1段階は④子の看護休暇の対象を小学校に入るまで→小学3年修了まで⑤病氣・けがや予防接種・健診以外に入園入学式や卒園式・学級閉鎖等に拡大⑥残業免除の対象を3才↓の子育てから就学前の子の養育者へ…と親の休暇や残業免除の働き方改革で対応しようとしています!?就規の見直しも必要ですのでご注意を！



「個人経営で建築業を営んでいたが年も取ったしそろそろ息子に代替わりしようかと考えている…5年以上経営者と同じ立場で事業に関わっていたら建設業許可も引継げると聞いたが出来るだろうか…？」との相続がありました。許可の2本柱は①建設業の経営経験が少なくとも5年以上の経営任②許可業種に見合った技術者(10年以上の業務経験や国家資格)の①②が常勤している事です。特に①は重要で、父が事業主であった場合、息子が所得税法上の『事業専従者』と

して5年以上税務申告をしているかどうかポイントになります。『事業専従者』は事業主=父との同一世帯が条件ですので、近くに住んでいても住所が違えば認められません。個人経営の場合は税理士・商工会・青色申告会等に依頼せず直接税務申告されている方もありますので、子息に事業を譲渡しようと考えておられる場合は、早めの計画立案と県への事前相談が必要です。譲渡なら9万円の県証紙が不要になります。

個人事業主 高齢化の波 息子へ許可引き継ぐ準備は？



本年(2025年)1月より、当事務所の終業時間を15分早めて夕方5時15分までとさせて頂きました。職員の仕事と家庭の両立のため皆様のご理解を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、お昼の休憩時間(12時~1時)は、事務所の玄関を施錠しておりますので、ご協力の程お願い致します。

